

# 龍谷大学学友会会則

## 前文

われらは真理と正義を愛する学生として、龍谷大学建学の精神に基づき、学問の自由なる発展充実と学生生活の改善擁護を計り、併せて本学の進展に寄与するため龍谷大学学友会を結成する。

われらは親鸞精神による四海同朋の社会建設をかね、人類恒久平和への道を邁進するものである。

われらはこの偉大なる精神を基調として、目的達成のため龍谷大学学友会の名の下に会員の総意を結集して努力することを誓う。

## 第1章 総則

第1条（名称） 本会は龍谷大学学友会と称する。

第2条（目的） 本会は前文の本旨の達成を目的とする。

第3条（構成） 本会は龍谷大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生及び教職員をもって構成する。

（1） 本学の学生は本会の正会員となる。

（2） 本学の教職員は本会の賛助会員となる。

第4条（活動・事業） 本会は前文の目的を達成するため下記の事項を行う。

（1） 学生自治に関する事項

（2） 教育研究に関する事項

（3） 仏教宣揚に関する事項

（4） 文化進展に関する事項

（5） 体育振興に関する事項

（6） 厚生福祉に関する事項

（7） その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条（権利・義務） 本会の正会員は下記の権利を有し義務を負う。

（1） 本会の各種役員の選挙権と被選挙権

（2） 本会の団体が主催する行事に参加する権利

（3） 本会の所属する団体に加入する権利

（4） 本会所定の会費を納入する義務

（5） 本会の議決機関の執行に従う義務

（6） その他本会所定の諸規則に定められた権利と義務

第6条（機関・組織） 本会は下記の機関を置く。

- (1) 学生大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会
- (4) 全学協議会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 本会は中央委員会のもとに文学部，経済学部，経営学部，法学部，政策学部，先端理工学部（理工学部を含む。），社会学部，国際学部（国際文化学部を含む。），農学部，心理学部，短期大学部の各学生会を設ける。

第7条（会長） 本会は龍谷大学学長を名誉会長に推薦する。

第8条（直属団体） 本会は中央執行委員会の直属団体として宗教局，体育局，学術文化局及び放送局を設ける。ただし，放送局は，放送委員会の指導に基づき活動を行う。

第9条（事務局） 本会の事務局は龍谷大学に置く。

## 第2章 学生大会

第10条 学生大会は本会の最高議決機関である。

第11条 学生大会は下記の場合中央委員会により中央執行委員会が招集する。

- (1) 中央執行委員会が必要と認めた場合
- (2) 中央委員会が必要と認めた場合
- (3) 全学部の学部学生会代議員会のうち，6 学部以上の学部学生会代議員会の要請があった場合
- (4) 正会員の5分の1以上の連署による要求があった場合

第12条 中央執行委員会は学生大会招集の72時間以前に開催日時，場所，議題を公示しなくてはならない。ただし，休日は計算外とする。（以下，日時の計算は同様とし，公示は大宮・深草・瀬田の3学舎で行わねばならない。）

第13条 学生大会の役員は以下の通りとする。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 書記 若干名

第14条 学生大会の司会は中央執行委員会があたり議長，副議長は中央執行委員会以外の出席会員より選出する。尚，大会書記は中央執行委員会書記がこれにあたる。

第15条 学生大会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

第16条 学生大会の議決は出席人員の過半数以上の同意を必要とする。但し，出席が3分の1以下になった場合認められない。

第17条 学生大会の委任は認められない。

第18条 中央執行委員会は学生大会の議決事項を学生大会の終了後48時間以内に公示し

なければならない。

### 第3章 中央委員会

第19条 中央委員会は学生大会に次ぐ議決機関であり、大会の統一的活動を審議決定する。

第20条 中央委員会は下記の委員によって構成される。

- (1) 文学部学生会代議員会より2名
- (2) 経済学部学生会代議員会より2名
- (3) 経営学部学生会代議員会より2名
- (4) 法学部学生会代議員会より2名
- (5) 政策学部学生会代議員会より2名
- (6) 先端理工学部学生会代議員会より2名
- (7) 社会学部学生会代議員会より2名
- (8) 国際学部学生会代議員会より2名
- (9) 農学部学生会代議員会より2名
- (10) 心理学部学生会代議員会より2名
- (11) 短期大学部学生会代議員会より1名
- (12) 宗教局サークル幹事会より2名
- (13) 体育局サークル幹事会より3名
- (14) 学術文化局サークル幹事会より3名
- (15) 放送局より1名

第21条 中央委員会の任期は1年間とし、毎年11月に改選する。尚、議長は連続3回以上欠席した中央委員を中央委員会の決議を経て除籍することが出来る。ただし、解散後選出された中央委員及び補欠された中央委員の任期は前任者の残余期間とする。

第22条 中央委員会は下記の場合中央委員会議長がこれを招集する。

- (1) 原則として月1回
- (2) 中央執行委員会が必要と認めた場合
- (3) 中央委員の3分の1以上の連署による要請があった場合
- (4) 1以上の学部学生会代議員会の要請があった場合
- (5) 1以上の局サークル幹事会の要請があった場合

尚、要請のあった日から3日以内に開催の日時、場所、議題、その他必要事項を公示し、7日以内に開かなくてはならない。

第23条 中央委員会は下記の役員をもって構成する。

- (1) 中央委員会議長（以下「議長」と称する。）
- (2) 中央委員会副議長（以下「副議長」と称する。）

尚、中央委員会書記は中央執行委員会書記がこれに当たる。

第24条 議長及び副議長は中央委員会において互選され任期は第21条に準ずる。

尚、議長及び副議長がその任に適さない場合、中央委員会は議決により改選することが出来る。

第 25 条 中央委員会は委員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

尚、委任は原則として認めない。

第 26 条 中央委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。尚、議長、副議長の議決権は有しない。ただし、議決に於いて賛否同数の場合は議長に一任する。

第 27 条 中央委員会は下記の事項について議決を行うことが出来る。

- (1) 本会運営の基本方針に関する事項
- (2) 中央執行委員会の選出と中央執行委員会の承認及び信任に関する事項
- (3) 本会の予算及び決算に関する事項
- (4) その他必要な事項

第 28 条 中央委員会は原則として公開とする。参考人は議長の許可を得て発言することが出来る。

第 29 条 議長は決議事項を中央委員会終了後 48 時間以内に 3 学舎に公示しなければならない。

第 30 条 中央委員会は以下の場合解散しなければならない。

- (1) 学生大会の決議による場合
- (2) 中央委員会の決議による場合
- (3) 中央執行委員会の決議による場合

尚、中央委員会が解散した場合は、12 日以内に選挙管理委員長によって新中央委員会が招集されなくてはならない。

#### 第 4 章 中央執行委員会

第 31 条 中央執行委員会は本会の最高執行機関である。

第 32 条 中央執行委員会に委員長及び副委員長 2 名を置く。

2 中央執行委員長は中央委員会の互選により選任する。

第 33 条 中央執行委員会は会務運営のため委員長及び副委員長の他、下記の専門部に属す委員によって構成する。ただし、中央執行委員会は中央委員より 2 名以上をもって構成しなければならない。

- (1) 事務局
- (2) 財務局
- (3) 渉外局
- (4) 正課局
- (5) 企画広報局
- (6) 厚生局

(7) その他必要と認められる機関

第 34 条 前条に定められた中央執行委員会の機能は下記の通りとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、中央執行委員を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局は直属団体を統轄し、その組織に関する諸般の事務を担当する。
- (4) 財務局は本会の会計、財務諸般を担当する。またその監査の結果を公示しなければならない。
- (5) 渉外局は本会の渉外に関する諸般の事務を担当する。
- (6) 正課局は本会の正課に関する諸般の事務を担当する。
- (7) 企画広報局は本会の企画広報に関する諸般の事務を担当する。
- (8) 厚生局は本会の福利厚生に関する諸般の事務を担当する。
- (9) その他、本会運営に必要と認められる事項を担当する。

第 35 条 第 33 条各号に掲げる専門部に局長を置く。

2 副委員長及び各専門部の局長を中央執行委員会の幹部委員とする。尚、中央執行委員長は各幹部委員を指名し中央委員会の承認を得なければならない。

第 36 条 中央執行委員会は龍谷祭実行委員会、創立記念降誕会実行委員会、海外交流委員会の 3 委員会を中央執行委員会直系委員会として監督する。尚、海外交流委員会は常任委員会、龍谷祭実行委員会、創立記念降誕会実行委員会は特別委員会とする。

2 常任委員会の委員長は、当該常任委員会の推薦にもとづき中央執行委員長が承認し、任命する。

3 特別委員会の委員長は、当該特別委員会の推薦にもとづき、中央委員会の議を経て、中央執行委員長が任命する。

4 中央執行委員長は、常任委員会の委員長、特別委員会の委員長で構成する直系委員長会議を招集することができる。

第 37 条 中央執行委員会の任期は原則として 1 年とする。

尚、改選後及び補充された場合は前任者の残余期間とする。

第 38 条 中央執行委員長は必要と認めた場合、中央執行委員会を臨時召集することができる。

第 39 条 中央執行委員会は委員の 3 分の 2 以上の要求があった場合召集しなくてはならない。尚、中央執行委員会の運営に関する細則は別に定める。

第 40 条 中央執行委員会は学生大会及び中央委員会の議決方針に基づき執行しなければならない。

第 41 条 中央執行委員会は下記の場合解散しなければならない。

- (1) 学生大会で不信任された場合
- (2) 中央委員会で不信任された場合
- (3) 中央委員会解散の場合

(4) 中央執行委員会で解散を決議した場合

尚, 新中央執行委員会が成立し, 事務引継ぎが完了するまでその職務を行わなくてはならない。

## 第5章 全学協議会

第42条 全学協議会は本会の正会員の賛助会員の協議機関である。

第43条 全学協議会は下記の協議員をもって構成する。

- (1) 学長, 副学長, 事務局長, 総務局長, 各学部長, 各部長及び学生部課長
- (2) 各学部学生生活主任
- (3) 中央執行委員長及び中央執行委員会幹部委員
- (4) 中央委員会議長及び副議長
- (5) 学部連合学生会会長及び副会長
- (6) 学友会各局局長及び各局より1名ずつの計2名
- (7) その他議案に関係あると認められる者

第44条 全学協議会は原則として毎年1回開催し召集は名誉会長がこれを行う。

第45条 全学協議会の議長はその都度協議会員の互選により決定する。

第46条 全学協議会の記録は中央執行委員会の書記がこれを行う。

第47条 削除

第48条 全学協議会に次ぐ本会の正会員と賛助会員の協議機関として専門協議会を設置する。

## 第6章 選挙管理委員会

第49条 選挙管理委員会は本会の各種役員の選挙が正しく行われる様その管理に当らねばならない。

第50条 選挙管理委員会は中央執行委員長の指名により中央委員会に於いて承認された選挙管理委員長と, 選挙管理委員長が指名した委員によって構成される。

## 第7章 学部学生会

第51条 学部学生会は中央執行委員会の統括下にあつて第2条の目的の達成を基本方針とする。

第52条 文学部学生会は文学部生によって組織され, 経済学部学生会は経済学部生, 経営学部学生会は経営学部生, 法学部学生会は法学部生, 政策学部学生会は政策学部生, 先端理工学部学生会は先端理工学部生(理工学部を含む。), 社会学部学生会は社会学部生, 国

際学部学生会は国際学部生（国際文化学部を含む。）、農学部学生会は農学部生、心理学部学生会は心理学部生、短期大学部学生会は短期大学部生によって組織される。

第 53 条 学部学生会には、議決機関としての代議員会、執行機関としての学部執行委員会を設ける。

第 54 条 代議員は学友会選挙細則第 1 章総則第 2 条に記載されている人数によって構成される。

第 55 条 学部執行委員会は代議員の互選による学部執行委員長が指名し代議員会の承認を得た委員によって構成される。

第 56 条 代議員会及び学部執行委員会の運営に関してはそれぞれ中央委員会及び中央執行委員会の規定に準ずる。

第 57 条 代議員会の議決事項について学部執行委員長は中央執行委員会に報告しなければならない。

第 58 条 中央執行委員会が必要と認めた場合、学部連合学生会を設けることができる。

2 学部連合学生会は、学部学生会の統括及び中央執行委員会との連絡、調整を行う。

3 中央執行委員会と学部連合学生会は、中央執行委員会・学部連合学生会連絡会議を設置し、正課に関する情報共有を行うことができる。

## 第 8 章 直属団体

第 59 条 宗教局、体育局、学術文化局は各々に所属するサークルによって構成され、独自に活動する。尚、放送局は、放送委員会の指導のもと 1 局 1 サークルとして独自に活動する。

第 60 条 各局役員は原則として、局長、副局長それぞれ 1 名とし、各局サークル幹事会により決定される。

第 61 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 62 条 局長会議は各局長、副局長によって構成され、中央執行委員長が招集し直属団体の運営全般に関する事項を討議し、かつまた同好会を統括する。

第 63 条 宗教局、体育局、学術文化局のサークル幹事会は各局長及び宗教の各サークル幹事会の要望又は中央執行委員会の要請により開催する。

第 64 条 合同サークル幹事会は全サークル幹事によって構成され、局長会議で要請があった場合中央執行委員長がこれを召集する。

第 65 条 局サークル幹事会及び合同サークル幹事会はその定員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、決議はその過半数の同意を必要とする。

第 66 条 サークルの新設及び廃止に関しては、そのサークルの所属する局サークル幹事会の審議を経て、中央委員会において出席議員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。ただし、新設の資格は、本会の認定同好会として 3 年以上の経歴と実績を残すものに限る。

2 準認定同好会は、認定同好会の下位に位置し、その新設及び廃止に関しては、サークルの所属する局サークル幹事会の慎重なる審議を経て、中央委員会において出席議員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第67条 各サークルは本学専任教育職員の顧問（部長）を置かねばならない。又、必要であれば、本学専任教育職員若しくは専任事務職員の副部長を若干名置くことが出来る。尚、原則として、兼任は認められない。

第68条 各サークルの会計に関する規定は会計細則に準ずる。

## 第9章 会計

第69条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第70条 本会全般の会計は中央執行委員会がこれにあたる。

第71条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、広告費及びその他の収入をもってこれにあたる。

第72条 本会の予算は会計細則に基づき編成されなければならない。

第73条 中央執行委員会及び所属団体は年度末の外部機関による監査を受けた後、その年度の決算報告書を中央委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

第74条 その他、会計に関する細則は別に定める。

第75条 会則の改正は中央委員会の定数の3分の2以上の賛成を経て名誉会長の承認により効力を発揮する。

## 附 則

本会会則は、平成23年度4月1日より施行される。

昭和38年4月19日制定

平成元年11月14日改正

平成2年11月1日改正

平成6年12月26日改正

平成8年1月26日改正

平成9年7月7日改正

平成11年7月14日改正

平成14年9月30日 第14条、第23条、第31条から第41条、第56条改正

平成21年9月21日改正

平成23年4月1日改正

平成28年10月26日改正

平成29年5月25日改正

平成 30 年 4 月 25 日改正

平成 30 年 8 月 4 日改正

平成 30 年 11 月 12 日改正

平成 31 年 3 月 31 日改正

平成 31 年 3 月 31 日改正

令和元年 7 月 1 日改正

令和元年 10 月 16 日改正

附則（令和 4 年 11 月 1 日第 6 条, 第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条, 第 43 条, 第 47 条, 第 52 条, 第 58 条, 第 66 条, 第 67 条, 第 75 条, 附則改正）

この規程は, 令和 4 年 11 月 1 日から施行する。第 6 条及び第 52 条は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（第 3 条, 第 6 条, 第 8 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 16 条, 第 20 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 23 条, 第 26 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条, 第 43 条, 第 44 条, 第 47 条, 第 52 条, 第 61 条, 第 63 条, 第 66 条改正）

この規程は, 令和 5 年 2 月 1 日から施行する。第 20 条第 6 号は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。第 6 条第 6 号, 20 条第 10 号～15 号, 第 52 条は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。